

第29回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年8月5日（木）18：30～21：15

開催場所 しゃきっとプラザ集団健診ホール

出席委員 土谷委員、大原委員、杉原委員、大江委員、清野委員、小森委員、平田委員、菅野委員、宮田委員、三浦委員、平野委員、高崎委員、小室委員、遠國委員、吉田委員、竹下委員

アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開 会

2 中間報告に向けてのたたき台の整理について（協議）

＜事務局から概況を説明＞

○資料の説明について

- ・ 欄が大きく3つに分かれている。前回までの会議で作成した「たたき台」へ委員の皆様から更に意見を受け起草部会と事務局とで検討し、修正案2として記入している。ただし、町民参加についてと住民投票についての意見は7月22日時点の方へ反映させている。庁内検討委員会の修正案については、法制面を中心に検討をしているもので一定程度意見がまとまったのでお示ししているもの。町民会議の意見を否定する趣旨ではないことをご理解いただきたい。たたき台と修正案2と庁内検討委員会の修正案を比較検討しながら進めていきたい。また、議会及び行政から出てきているたたき台に対する意見や質疑についても併せて検討していただきたい。

（事務局）

前文について。たたき台に下線が引いてある箇所が庁内検討委員会からの修正意見。1つめは美幌峠“周辺”となっているが周辺という言葉が無くても文意が通するのではないかというもの。2つめは“歴史や文化”は“育て”という言葉にかかるようになっているが、歴史や文化は育てるものではなく“築く”ものではないかというもの。3つめは“町民が誇れる町”という表現は自画自賛的であるため差し控えた方が良いのではないかというもの。4つめは、町民憲章にいう“町”をつくり、それを引き継ぐとなっているが、町民憲章は永遠の目標であるため、つくった町を引き継ぐのではなく“つくる”ことを引き継ぐのではないかというもの。5つめは「情報“の”共有と町民参加」を「情報の共有と町民“の”参加」にする方が良いのではないかというもの。6つめは“町民主体”と“町民主権”という言葉が条例全体で混在しているので、“町民主体”に統一した方が良いのではないかというもの。解説・考え方については、条文の修正意見に伴う修正。

議会からの前文に対する意見があるが、委員（議員）からの補足説明はあるか。

（委員）

前文については非常に抽象的に要約されたもので、前文を受けそれぞれ個別の章で説明がなされていくものなので、前文に意見するのではなく、個別の章で議論されるべきことではないかという意見を議会内で出したが、噛みあったものにはならなかった。議員はそれぞれ独立した考え方で意見を出している。それを整理するということはあえてしていない。

（委員長）

議会で勉強会を経て出てきた意見や質疑に対し、（町民会議）事務局で一定の回答をしているが、その意見や質疑に配慮して町民会議を進めるということによろしいか。

（委員）

議会側としては、事務局からの回答をもって「はい、わかりました。」ということにはならない。議会は、1／12の署名をもって条例案に対し修正案を提出することもできる。場合によっては修正案を出す状況になるかも知れない強い意見もあるということを理解願いたい。一方で、町民会議で努力されて条例案を作成していることも承知している。その背景には、「理解はできても現実には難しい」というところがある。『議会は予算をもっ

ていないため、事務局との連携強化についても、率直に言えば行政側から人を配置してもらわなければ成り立たない。予算上あるいは人的な体制の担保がなければ、理想を言われてもそう簡単には「はい、わかりました。」と言えない。予算の権限を持っている行政側の文書でもってほしい。』という非常に強い思いもある。それらを受け止めた上で、理想に近づけていこうという町民会議全体の方向性が出されるということであれば、その流れを（議会）受け止めながらいこうというもの。硬直状態ではない。議会が置かれている現状も理解した上で審議していただきたい。

（委員長）

議会側からの意見も最大限に尊重して、さらに庁内検討委員会の修正案も含めて、前文から最後まで再度審議していきたい。議会からの質問に対する回答については、一部町民会議でも議論する必要があるものについては、事務局が調整しながら進めていきたい。

（事務局）

庁内検討委員会から出てきている意見について、3つめの「町民が誇れる町」を削除した方が良いという意見に対して、委員の意見はないか

（委員）

「町民が誇れるまち」と入れて何に支障があるのかわからない。むしろあった方が良いのではないか。

2つめの歴史や文化は育てるものではなくて築くものというのも、そこまで厳密に修正しなくても良いのではないか。

4つめは、町民憲章についても、修正することによって意味がぼけてしまうのではないか。

議会との関係については、今のままで理解を得られないのであれば、丁寧に説明して合意形成するなど、町民会議との意見交換が必要ではないか。

（委員）

1つめ、2つめについては、庁内検討委員会の修正案の方が良いのではないか。

（委員長）

1つめ、2つめについては、修正案を採用することでよろしいか。

（委員）

異議なし。

（委員）

「町民が誇れるまち」は無くても良いのではないか。また、後段の“着実に発展”にも違和感がある。着実に発展は右肩上がりという意味ではないのか。

（委員）

簡素な表現の方が良いので「誇れるまち」は無くても良いと思うが、長く美幌に住まわれている方がこの表現があった方が良いと思うのであれば規定しても良いのではないか。

（委員）

修正案がいうように表現がくどいところはある。が、美幌町は誇れるまちだと思う。住民一人一人が自分のまちに誇りを持てば、この規定があっても不思議ではない。

（委員）

誇りをもつまちづくりをしてきて、そこを目指すという意味で、あえて規定する方が良いのではないか。“着実に発展”についても、前向きに捕らえて、規定した方が良いのではないか。

（委員長）

誇れるまちを削除した方が良いという庁内検討委員会からの修正案の趣旨は何か。

（事務局）

自画自賛的な表現は避けるべきではないかという趣旨。

（委員）

あえて削除しなくても良いのではないか。

（委員）

“着実に”は無くても良いのではないか。

（委員長）

右肩上がりかと言われれば、必ずしもそうではない。

(委員)

美幌町に住んでいる方の気持ちをどこに置くかということ。住みやすいまちをまちづくりとしているのか、誇れるまちをまちづくりとしているのか。住んでいる年数によるところもあろうかと思うが、誇れるまちという観点ではなくシンプルに「住みやすいまち」を表現する方が良いのではないか。今までの美幌町の経過を規定している箇所に「誇れるまち」を加える必要はないのではないか。庁内検討委員会の意見に賛成する。

(委員)

前文中に「誇り」という規定が2回出てくる。庁内検討委員会の修正案のとおり、前段については削除しても良いのではないか。

(委員)

これが町の条例ではなく自分の家のためのものと置き換えて考えてみれば、「誇れるまち」はある方が良いのではないか。表現がくどくなっている規定は、この先もたくさん出てくる。整理するという意味で削除するのは如何か。

(委員長)

センテンスが長くて意味が掌握しづらいということであれば、” 明るく、豊かで、温もりのある “を削除するのはいかがでしょうか。また、” 着実に “を削除してはどうか。先人に向かってエールを送るという意味で「誇れるまち」の表現は残すのはどうか。ご意見無ければ、これで進めていきたい。

4つめの修正案についての意見は。

(委員)

修正案では “～ゆたかな明るいまち” を引き継ぐこととならないので、意味がぼけてしまうのではないか。

(委員)

庁内検討委員会の修正の趣旨は、町民憲章は “～まちをつくる” ことが今時点だけではなく未来においても目標であるため引き継ぐものではないというもの。

(委員)

“先人” という言葉が入っているので、その意味であればその説明が無ければ意味がわからなくなる。

(委員)

原文の方が良い。原文も修正案も “～つくり、” という言葉が入っているので、表現の問題なのではないか。

(委員)

町民憲章に係る部分についての意見はない。修正案の “守ってきた” 「自然環境」 “築いてきた” 「歴史や文化」の修正については、整理すべきだと思う。

(委員長)

この部分については、起草部会において整理することとしたい。

5つめの修正案について、意見が無ければ修正案を採用したい。

<意見なし>

6つめの修正案についての意見は。

(事務局)

第1章の基本原則では “町民主体の原則” と規定している。表現が混在しているので統一した方が良いのではないかという修正案。

(委員)

町民主体の方がより適切ではないか。

(委員)

町民主体に改めるにせよ、町民が主権者であるという規定は別途必要ではないか。

(アドバイザー)

「主権」とは “自分で決められる” ということ。町民主体に字句を統一するということは、見る視点が違うのではないか。大事なことは整合性ではなく、町民が主権者であることを確認することではないか。主権者であるが故に選挙で投票し、信託しているということ。

(委員)

前段に“～自治の主体として”という規定があるので、町民主体と改めると2度規定されることになるのではないか。

(委員)

“主権”には権利や義務といった堅いイメージがある。平たく言えば“主体”にはみんなのものですという考え方もある。しかし、先ほどの意見のように2度規定されてしまうということもあるので、ある程度規定を簡略化する必要もある。

(委員長)

町民主権で進めることで如何か。

(委員)

前段の“自治の主体として”を「主権者としての」に改めて、後段を町民主体に改めるのはどうか。権利は“権力”に置き換えることもできる。物事を決めるのは住民で、決めたことに対して主体的に進めるということがこの条例の原則である。

(委員)

改める場合「主権者による町民主体」としてはどうか。

(委員長)

前文の最後の2行は、高らかに宣言をし、締めとして規定しているもの。全体の流れからみて、町民主権と規定することで進めたい。

(委員)

町民主権は町民主体に置き換えることはできない。しかし“自治の主体としての権利と責務を改めて認識し”という規定をした意味合いが高らかに説明できるものかを確認したい。

(アドバイザー)

条例内に町民の権利や役割、議会・行政の責務や町民の役割が規定するが、それらをまとめて自治の主体とし、この自治基本条例で権利や義務を再度確認しましたという意味合いではないか。

(委員)

そういった意味合いであれば、表現を変える必要があるのではないか。自治の主体の主語は“わたしたち”である。

(アドバイザー)

“わたしたち”は町民であり、町民が、町民・議会・行政全体の権利と責務を認識するという意味。

(委員長)

町民主権はそのまま残すとして、全体の表現は起草部会で検討することで如何か。

<意見なし>

次に、第1章総則、1目的について。

(事務局)

庁内検討委員会の修正意見。1つめの町民の“役割”を“責務”に改めるものについては、町民会議でも議論されてきたところであるが、行政からも同様の意見があるところ。ここについては、第5章町民で改めて議論したい。2つめは法制ルールによる修正。3つめは、行政“運営”とある運営を削除しても良いのではないかという修正。

(委員長)

2つめと3つめについてご意見なければ修正案を採用します。

<意見なし>

(事務局)

1目的について、議会から意見がある。議会からの意見 No33。議会と行政の責任を明らかにするとあるが、行政の責任者は町長であることから、「行政」ではなく「町長」で、また、提案権は町長にあるので「町長及び議会」に改めるべきというもの。これに対し起草部会では、町民・議会・行政の三者の権利・役割・責務を定めるものであること、また、議会にも議案提案権があることを回答案としている。

(委員)

私は、この議会からの意見に同調していない。(出された意見は)個人の意見である。町民会議でこの意見について深く議論する必要はないのではないか。

(委員長)

条例案全体の中で、三者の並びはどのようになっているか。

(事務局)

町民、議会、行政。

(アドバイザー)

議会に対する敬意を表して、順番を“議会、行政”としていると理解しているが。

(委員長)

原案のままでご理解いただきたい。

続いて2用語の定義について。

(事務局)

庁内検討委員会からの意見は、主に用字に係るもの。2つめの“人”を“者”に修正するというのは、他市町村の自治基本条例でも“人”という表現が多く使われているが、通常法制では“者”が使われているというもの。また、「町政」という言葉について用語の定義をすべきというのは前回の町民会議でも確認したところ。修正案に記載している町政の定義は仮置きのもので、庁内検討委員会でも詰め切れていない。町民会議で意見をいただきたい。もう一点、「コミュニティ」について、第6章で“コミュニティ”の用語の定義について規定されているが、定義は第1章の用語の定義にまとめた方が良いのではないかという庁内検討委員会からの提案。

(委員)

「者」は上から目線に感じる。

(委員)

修正案の2、3については原文のままの方が良い。

(委員)

3については、法制的にエラー。

(委員長)

“人”を“者”に修正するという以外の修正案を採用することによろしいか。

<意見なし>

コミュニティの定義用語の定義にまとめるということに対しての意見は。

(委員)

まとめないで、コミュニティのところにあった方が読みやすいのではないか。

(アドバイザー)

条例のスタイルとしては、用語の定義にまとめた方が良い。ただし、原案でもコミュニティに関する条項は第6章にしかないので支障はない。

(委員)

第6章に定義した方がわかりやすい。用語の定義は後から何度も出てくる言葉を先に定義づけしておくということではないか。

(委員長)

原案のまま第6章に規定することによろしいか。

(委員)

第6章に規定することは良いが、定義の仕方を再検討したい。解説・考え方で記載しているようなわかりやすい表現にするべきではないか。

(委員長)

それについては、第6章で改めて議論したい。

(事務局)

「町政」の定義付けについて、“町政”は今後もたくさん出てくるので、保留させてもらい、後に出てくる意味と照らして検討したい。

(委員長)

用語の定義として規定する順番は、3番目とし、現在3番目にある協働を4番目とすることによろしいか。

<意見なし>

規定内容については、次回提案させていただく。

(事務局)

用語の定義についても議会から意見をいただいている。No34。これについては、5章にもかかることなので、そこで議論したい。

(委員長)

3基本理念について。

(事務局)

基本理念については、前回起草部会による修正案2を配布したが具体的な議論ができなかったところ。一つ目は“地域社会の自治の一部”という表現について、1目的で示した概念図を見ると、町民が信託するのは②‘の部分なので、表現を改めようとするもの。2つめは、“安心して住むよるこびが実感できる美幌町を創る”というのは抽象的なので規定をさけようとするもの。3つめは、趣旨としては「美幌町」が国や北海道と対等な立場で協力してということだが、議会がそれにそのまま該当させることに違和感がある。町民会議では、基本理念には、町民・議会・行政の三者を主語として規定したいという思いがあるため、議会と行政の基本理念を分けようとするもの。(1)、(2)は町民、(3)に議会を追加し、原案の(3)を行政だけに改め(4)としようとするもの。

(委員長)

議会側の意見はあるか。

(委員)

議会と行政の理念は分けるべきだと思う。

(委員)

修正案の議会の理念で“町の意志を決定する”とあるが、ここでいう「町」とは町民のことなのか。それとも美幌町のことなのか。議会は、行政からの提案に対し、反対せずに全て受け入れなければいけないというような取られ方をされてしまう懸念がある。

(委員長)

“町”というとぼやけてしまうため、「美幌町」と規定した方が良いのではないか。

“多人数による合議制”という表現もどうか。“多人数”は削除しても良いのではないか。

また、議会だけではなく行政にも“将来を見据えた”というような表現が必要ではないか。

(委員)

最初から議会と行政は同じ目線という観点で条例づくりを進めてきたのではないか。基本理念を行政と議会を分けることに違和感がある。議会も国や北海道と同じ対等な立場でもよいのではないか。

(委員長)

議会が国や北海道と対等な立場でも良いが、そもそもそういう関係にない。

(委員)

これからそういう関係になるということではないのか。

(委員長)

議会の規定内容は再度見直す必要がある。

(事務局)

他自治体の自治基本条例では地方自治体である「市町村」が国や北海道と対等であると規定している。本町では三者について規定しようとしているため、非常に難しい。問題としては文書表現。

(アドバイザー)

一案として、分けるのではなく、議会及び行政を「美幌町」に置き換えるという方法がある。美幌町には議会も入っている。

(委員長)

再度事務局で検討すること。

その他の意見は。

(委員)

一つ目については良いのではないか。

(委員長)

二つ目については、削除しない方が良いのではないか。

(委員)

削除した方がよいのではないか。基本理念の前文では“次に掲げることを基本理念として、自治の確立を目指す”となっているため、町を創ることが基本理念ではない。

(委員)

信託している町政に自ら主体的にかかわるのもおかしいのではないか。

(事務局)

今までは、信託したままで進めていたことが、これからは地域主権で、住民が主権者となって自治を進めていこうとするもので、これがこの条例の本旨。信託したからといって、関わらなくてもいいとはならないということ。

(委員)

「安心して住むよろこびが実感できる美幌町を創ること」を先に持って行ったらどうか。

(委員)

それだと表現がくどくなってしまう。

(アドバイザー)

修正案に反対。削除するとあたたかみが無くなる。

(委員)

関わればどんなことでも良いということではなくて、まちづくりをすることの規定は必要だと思う。

(委員)

では、“明るいまち”や“豊かなまち”や“健全なまち”などは目指さなくても良いのかということにもなる。理想のまちをうたえばきりが無い。ここはあくまで理念であって、その理念は自治の確立を目指すものである。

(アドバイザー)

人が住んでいるのだからぬくもりを感じるものでなくてはならない。

(委員)

そういった感情的な部分は前文の中に入っている。

(アドバイザー)

理念は理想だと思う。

(委員)

前段に“美幌町民憲章の精神を尊重するとともに”とあるので、理想のまちについては町民憲章内に包括されている。

(委員長)

今日出た意見を起草部会でまとめることでお願いしたい。

次に4基本原則について

(事務局)

庁内検討委員会からの修正案。1つめと2つめは“議会及び行政”を“町政”に修正するもの。3つめは“下”を“もと”に修正するもの。

(委員長)

意見はあるか。

<意見なし>

(事務局)

4基本原則について、行政から意見が出ているが、庁内検討委員会で検討してから町民会議で諮る。

3 中間報告会について

(事務局)

中間報告会は町民会議内の企画委員が中心となっていく。説明会の内容案については資料のとおり。これをもとに企画委員会を開催し、内容を詰めている。開催時期については当初今月下旬から9月上旬を目処としていたが、厳しい状況になっている。日程は今後の会議の進捗状況を見ながら考えていきたい。会場については、町内3か所に会場を設けて時間帯も昼夜に分け4回開催し、多くの町民が参加できるようにしたい。議会と行政に対しても、たたき台が整理されれば中間報告会を開催していと考えている。1回あたりの時

間は1時間30分で内容を説明し、その後、質疑応答を行いたい。司会や内容の説明については起草部会を中心に行うこととなる。受付や会場設営については、企画部会を中心に都合がつく町民会議委員にも協力願う。周知方法については、自治会を通じて案内文書を全戸配布することや、いろいろな媒体を使っていきたい。会場アンケートについても実施したい。

(委員)

議会からの希望として、議会に対する中間報告会は町民説明会開催前に行って欲しい。

4 その他

次回の会議は、8月23日(月)18:30からしゃきっとプラザ集団健診ホールで行う。

9月は9月7日(火)に開催予定。